

令和2年3月30日

高知県における今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

高知県感染症対策協議会

高知県では2月29日から3月9日にかけて12名の患者が発生して以降、しばらくの間新たな患者は発生していませんでしたが、3月27日以降感染源が明らかでない患者が散発的に発生しています。

欧米諸国では爆発的な感染拡大（オーバーシュート）が発生していること、国内大都市圏を中心に感染源のわからない患者数が継続的に増加していること、新年度を迎えるにあたり他県との往来が増えること等を鑑みると、今後高知県においても患者が大幅に増加する可能性は高いといえます。具体的には、4月上旬～中旬における感染まん延防止の取組みや患者発生状況が、極めて重要であると考えられます。

県や医療機関、県民の皆様におかれましては、以下に示す感染まん延防止対策及び医療提供体制の一層の強化につとめていただきますよう提言いたします。

第1 感染まん延防止対策

県においては、県民に対して一人ひとりの行動変容を促す広報活動を十分に行うとともに、状況に応じて外出自粛等の要請を行うことを検討するよう求めます。

また、県民の皆さまにおかれましては、外出自粛等の措置が必要になることがないよう感染まん延防止対策を徹底してください。具体的には、手洗いや咳エチケット

トを励行するとともに、あらゆる生活場面において3つの密（喚気の悪い「密閉空間」、多くの人々が密集する「密集場所」、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる「密接場面」）を避けていただきますようお願いいたします。

第2 医療提供体制の強化

県においては、患者が大幅に増加した場合に備え、①新型コロナウイルス感染症の入院治療に特に重点的にとりくむ医療機関（重点医療機関）を選定するとともに、②こうした重点医療機関に他の医療機関が所有する医療機器を集約させたり、他の医療機関のスタッフが円滑に応援勤務できる枠組（医療機関同士の協定等）の構築に着手するよう要請いたします。

また、マスク等の個人防護具及び消毒用アルコール等を確保し、医療機関や介護福祉施設等に適切に配布すること、必要なPCR検査を行う体制を整備すること、軽症患者が自宅等において療養する場合の具体的な注意点等をあらかじめ県民に周知することを要請いたします。

感染症指定医療機関、公的・公立病院等（※ 高度医療、救急体制、透析医療、周産期医療、小児医療等の通常診療を担うものとしてあらかじめ本協議会でとりきめた医療機関を除く。）、入院協力医療機関等においては、①患者が入院する際の導線や手順および入院患者の感染防止対策等を確認するとともに、②患者が大幅に増加した場合に診療機能を維持するために新型コロナウイルス感染症以外の新規入院患者を段階的に縮小すること等の検討に着手するようお願いいたします。

全ての医療機関においては、従来どおり感染防御策（サージカルマスクの着用

等)を徹底するとともに、日々の診療において「発熱」「呼吸器症状」「海外渡航歴」「流行地域での滞在歴」等に関する問診や必要な検査をしっかりと行ったうえで、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、速やかに新型コロナウイルス健康相談センターや最寄りの保健所に連絡するようお願いいたします。